



あゆみらいん 第271号

知っておきたい！

お墓・改葬

(墓じまい)

「終活」の中で気になりつつもわかりにくいのが、「葬祭」に関する事です。「葬祭」とは「葬儀」と「先祖祭祀」のことで、その後の供養の中心にあるのがお墓です。近年のお墓は、先祖代々の継承墓をはじめ、永代供養墓・合葬墓、自然葬など多様化し新しい供養スタイルが注目されています。自分のお墓はこうしたい、子供たちになるべく負担をかけたくないと思っている人も多い親世代ですが、お墓の継承は自分のなくなった後のことを誰かに託すこととなります。思わぬトラブルにならないよう、供養スタイルについてこの機会に家族で話し合ってみましょう。

《近年のお墓事情》

都市部ではビル型の納骨堂や合祀・合葬墓が増加しています。それまであった故郷のお墓を移転(墓じまいと改葬)して、「永代供養付き墓所」に納める傾向が出てきました。これには「おひとりさま」の問題や世代承継が困難という事情も反映されているようです。

《お墓には法律があります》

お墓には「墓地埋葬に関する法律」(通称 墓埋法)があります。私の家のお墓だからといって、勝手に移動したり、遺骨を取り出したりは出来ません。すべて届け出が必要です。また遺骨の遺棄などは刑法により罰せられますので十分注意しましょう。

《お墓の「種別」を知っておく》

お墓の種別は境内墓地・霊園・共同墓地の3種類があります。

境内墓地・・・檀家のためにある寺院所有内の墓地

檀家のための菩提寺境内のお墓です。年忌法要などの供養はお寺が行います。檀家は毎年の護寺会費や墓地管理料の支払いをすることで供養の委託を永年にわたってお寺にお願いをします。同時に檀家は寺を支援する義務もあります。「永代供養付き納骨堂」などもこの境内施設になります。

霊園・・・宗旨・宗派が不問 公営と民営がある

市区町村が区画提供をしている「公営」と、宗教法人名義で民間会社が運営を委託されている「民営」があります。ともに管理はしますが、「供養」はお墓の入手者自身が行うのが原則です。毎年の墓地管理料を支払うことで、使用权は継続されます。

共同墓地・・・

集落の既存墓地・家墓 墓地埋葬法以前からの墓地「墓埋法」が施行以前(昭和23年)の集落墓地など。地域住民の申し合わせなどで造成されたお墓ですので、管理者が誰かを確認しておく必要があります。

《お墓は「買えません！」お墓の権利構造》

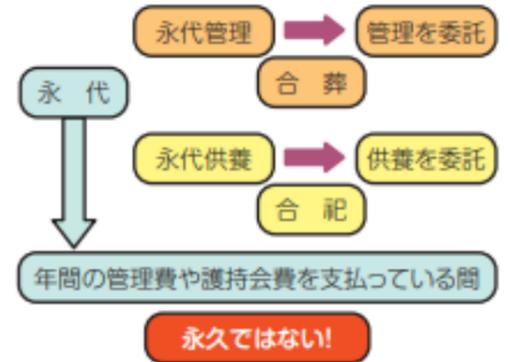
お墓には使用权と所有権があります
所有権は境内墓地であれば寺院、公営墓地であれば行政、民間霊園であれば公益法人や企業など(場合によって名義上は寺院)が所有します。使用权は祭祀承継者※1 が有します。
通常「お墓を買う」とはこの「使用权」を入手することを指します。公営・民営の霊園は「墓地管理規定」が設けられていることが普通で、墓地管理料未納の際の使用权抹消などが記載されています。

※1 祭祀承継者とは、祭祀財産や遺骨を管理し、祖先の祭祀を主宰すべき人のこと。

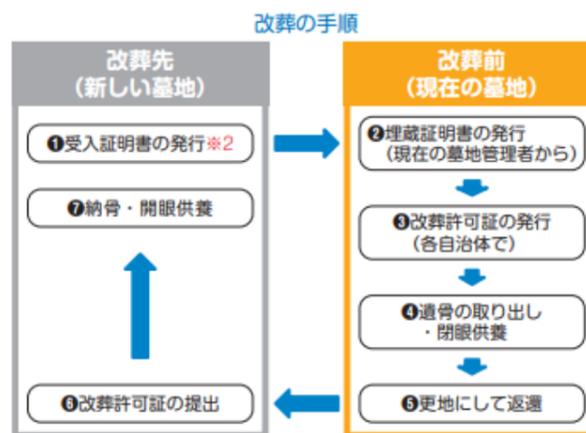


《永代管理と永代供養の違い》

「管理」と「供養」は全く異なる性質のもので、一般的な霊園や共同墓地での供養は承継者が行います。このため承継者がいない場合、供養を求めるならば「永代供養」のある墓所を選びます。ただし永代とはいっても、それぞれ個別の供養期限があり、それを過ぎるとまとめて合祀されることもあります。



《お墓の引っ越しと墓じまい》



※2 受入証明については、改葬先の窓口で相談することが必要。(散骨の場合や自宅で一時保管するケースもあるので)

墓じまいして、遺骨を身近の施設で供養したいという要望もあります。その時には、元のお墓を墓じまい(廃墓)します。遺骨の取り出し・墓石の撤去処分・原状回復工事など必要です。その際、必ず「改葬許可申請書」をお墓の所在地の役所に提出し、「改葬許可」を受けてから搬出・移動します。境内墓地の場合、檀家をやる(離檀する)手続きもあるので事前にお寺に相談しましょう。

《お墓の選び方と代表的な種類》

お墓の型式も多様化しています。お墓を選ぶ時は管理だけなのか、供養もあわせてなのかがお墓を選ぶ時の前提になります。供養付きの墓地や霊園の場合は、その供養の内容についても十分に説明を受けて、制約や規制条件また今後の経費(寄付の要請の有無など)についても考えておくといでしょう。

樹木墓地

石塔を建立する代わりに樹木を植え、その周りに埋葬するお墓で、合葬や合祀形式が多く、都営霊園の中にも区画募集があります。一般的に安価です。



納骨堂

施設デザインや参拝システムがいろいろあります。金額は遺骨習俗の個数によりいろいろです。寺院境内のものであればほとんど「永代供養付き」になります。



壁面墓地

個別収蔵ですが、期限付きで後々は合祀や合葬墓に集約します。そのため墓誌なども簡易的に取り外しができます。

※合祀は供養してもらえるお墓のこと。

合葬は管理のみしてもらえるお墓のこと。



散骨

主に海洋散骨となりますが、許認可された墓地区画では散骨できる区画を有する所があります。樹木墓地などと重なります。生前意思として、散骨を望む場合は十分に専門家等に相談し、これまでの実施例などを参考にするとよいでしょう。

